

答 申 書

(答申第99号)

平成29年1月24日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、第2の2（1）イの公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、存否を明らかにせずに非公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年2月13日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 今年（平成28年）に予定されている核燃料税の更新に関し、総務省と協議・相談した際の復命書、メモ、提示書類などの文書一式
- (2) 県内の原子力発電所に関し、使用済み核燃料または、その中に含まれる核物質への課税の可能性について、これまでに検討した状況がわかる資料、メモなどの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年2月29日付け税第56号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

ア 今年（平成28年）に予定されている核燃料税の更新に関し、総務省と協議・相談した際の復命書、メモ、提示書類などの文書一式

イ 県内の原子力発電所に関し、使用済み核燃料または、その中に含まれる核物質への課税の可能性について、これまでに検討した状況がわかる資料、メモなどの文書一式

(2) 公開しない理由

上記アについて

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

上記イについて

条例第7条第6号（審議・検討等情報）および同条第7号（事務執行情報）ならびに第10条（存否応答拒否）に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、使用済み核燃料またはその中に含まれる核物質への課税の可能性について検討しているかどうかを明らかにすることとなり、同条例第7条第6号に該当する情報（核燃料税の更新に係る審議・検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさ

せるおそれおよび今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報) および同条第7号に該当する情報(県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報)を公開することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月3日、本件処分のうち、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年8月22日付け税第472号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号(審議・検討等情報)の該当性について

異議申立人は今年1月、福井県関係者から「県はずっと前から、使用済み核燃料税の保管税みたいなものを検討している」と聞いている。なおかつ県はこれまで、県議会で何度も、廃炉原発に核燃料税を課税する可能性を検討している旨を明らかにしている。県民は廃炉原発への課税の可能性があることをすでに知っており、一般に明らかになっていないのは「税率」「課税の仕組み」だけである。したがって、使用済み燃料への課税の可能性についての検討状況が明らかになったところで、県民に混乱が生じることは考えられない。

そもそも課税対象になり得るのは事業者3者だけであり、今年予定している核燃料税の更新にあたり、異議申立人の知りうる限りでは、県はすでに事業者側への説明を2度終えた。事業者に対しても、県の方針について一定程度の説明を済ませたと推察され、今後の核燃料税の更新時における意思決定の中立性が損なわれることはない。

(2) 条例第7条第7号(事務執行情報)の該当性について

全国の原発立地自治体のうち、鹿児島県薩摩川内市(川内原発)と新潟県柏崎市(柏崎刈羽原発)が平成15年に使用済み核燃料税を導入したことは、よく知られている。原子力施設の立地自治体でつくる「全国原子力発電所所在市町村協議会(=全原協)」も平成15年、使用済み核燃料に係る法定外税の可能性について検討した報

告書をまとめている。

なぜ、薩摩川内市と柏崎市は、使用済み核燃料に課税する手法を選んだのか。すでに鹿児島県と新潟県が、原発への核燃料の装荷に課税する「核燃料税」を導入しているからにはほかならない。当然のことながら、両県の核燃料税の課税対象者は電力事業者であり、両市が独自に原発に課税する場合、「二重課税」を避ける必要がある。そこで両市は、放射線量の高い使用済み燃料が原発にとどまり続けることにより、安全対策などで一定程度の財政需要が生まれることに着目した。課税額を定量的に算出できる「物差し」になり得るのが、使用済み核燃料の体数、または使用済み核燃料に含まれる核物質の量以外に見当たらなかったともいえる。

福井県は廃炉原発への課税を検討している。だが、例えば昨年4月に電気事業法に基づき廃止された敦賀原発1号機は沸騰水型、美浜原発1、2号機は加圧水型の原発であり、建物や設備の構造などが大きく異なる。そのため、公平・公正に課税するための「物差し」が極めて限られる。その意味でも、廃炉原発の危険性や、その対応のため発生する財政需要などを定量的に評価する手段として、使用済み核燃料の体数または使用済み核燃料に含まれる核物質の量を選ぶことは、誰でも容易に推察しうる。玄海原発1号機の廃炉が決まった佐賀県玄海町も、すでに使用済み核燃料に課税する方針を示している。

(3) その他の主張について

福井県は核燃料税の更新にあたり、平成18年の更新時には残っていた電力事業者への説明会の議事録について、平成23年の更新時に突然作成を取りやめるなど、不可解な点が多い。外部に正確な情報を出そうとしない姿勢は、即刻改めるべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意思により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、県は毎回、新規に課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例を議決し、条例制定後は、県は総務大臣に協議を行い、同意を得なければならないとされている。

核燃料税は、全国最多の原子力発電所が立地する福井県が全国に先駆けて創設した法定外普通税であり、原子力発電所の立地に伴う安全対策や民生安定・生業安定対策等に活用されてきた。これまでも5年ごとに見直しを行い、先駆的に研究し、新たな制度を作り上げてきた。そのような事実を踏まえると、核燃料税の制度案が最終的な意思決定を経る前の未成熟な段階で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、県における核燃料税の制度構築に当たって、課税客体、課税標準、税率等について、様々な誤解や憶測に基づき県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、県に対する様々な主張、行動、干渉等が生じるおそれがある。

その結果、制度構築に係る県内部における意思決定過程、核燃料税条例案が上程された県議会での審議・議決、総務大臣への新設協議の同意後において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実の有無が明らかになると、事業者が自らの立場を主張することなく、核燃料税負担を受け入れたのではないかとの誤解や憶測などから、事業者の競争上の地位に悪影響を及ぼし、取引上の信頼関係を損ねるおそれがあり、県と事業者は、有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、結果として、制度構築において、それぞれの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

さらに、異議申立人が主張するように、事業者に対して一定程度の説明を済ませたという事実等が仮に存在していても、議会の議決を経て、総務省の同意があるまでは未確定な情報を含んだものであり、上記と同様の理由で公開することはできない。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

原子力発電に関する国民的な議論が行われている中で、県が特定の課税客体について検討している事実または、検討していない事実が明らかになると、今後の核燃料税更新時において、県と事業者は有益な情報交換を躊躇せざるを得ず、事務執行に支障が生じるおそれがある。

また、こうした事実の有無が明らかになると、「1 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、ひいては、事業者と県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合にも、事業者からの十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件公開請求は、使用済燃料等に対して課税を検討した文書に特定して公開請求されたことから、本件対象公文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を検討しているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められる。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第6号お

よび同条第7号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせず非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、審議・検討等情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討する必要がある。

しかしながら、核燃料税の更新に向けた制度検討の内容が未確定である状況において、県が特定の課税客体について検討しているという事実の有無が公になると、核燃料税の基本的な考えなどに関する先入観や憶測から、事業者に対して、外部から様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがある。

このため、県が核燃料税の制度構築を慎重に検討する上で必要不可欠な情報の提供等の協力を得られなくなるなど、審議・検討における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第6号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

県が特定の課税客体について検討しているという事実の有無を公にした場合、「2 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について」と同様の理由により、外部から事業者に対して様々な主張、行動、干渉等が向けられ、事業者が県と率直な話し合いを躊躇するおそれがあり、ひいては、県と事業者との信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

このことにより、県が核燃料税の更新作業において、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、事業者から必要な情報が得られなければ、県は制度として成り立ちえないものを一方的に構築するおそれもあり、仮に制度が構築されても、今後の核燃料税の事務の執行に事業者の協力が得られないなどの支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。これは、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合、当該公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

本件公開請求は、使用済燃料等に対して課税を検討した文書に特定して公開請求されたことから、本件対象公文書の存否を答えることは、本県が新しい核燃料税制を検討するにあたって、使用済燃料への課税を検討しているという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められるとする実施機関の説明は理解できる。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする実施機関の説明は妥当である。

5 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第6号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 8月22日	・ 諮問書の受理
平成28年 8月29日	・ 審議（第1回）
平成28年 9月28日	・ 審議（第2回）
平成28年10月31日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成28年11月28日	・ 審議（第4回）
平成28年12月19日	・ 審議（第5回）
平成29年 1月24日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	